

## 平成30年度いじめの対応状況について

### 1 調査目的

区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。

### 2 調査方法

- (1) 調査方法 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- (2) 調査対象 小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒・保護者
- (3) 調査対象期間 平成30年4月1日から平成30年6月30日まで
- (4) いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通うことができた場合いじめの解消としている。

### 3 いじめの発生状況

校種	認知件数 (件) *平成30年6月30日時点	いじめの対応状況 *平成30年10月5日時点		
		対応を継続中(件)	解決件数 (件)	解消件数 (件)
小学校	411	36	374	1
中学校	43	5	37	1

### 4 いじめの態様

校種	いじめの態様 *平成30年6月30日時点						計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③暴力	④隠す・ 盗る	⑤誹謗・ 中傷	⑥その他	
小学校	237	77	134	57	6	20	531
中学校	32	2	11	3	7	3	58

※ いじめ1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、態様の合計はいじめの認知件数とは一致しない。

### 5 調査結果の分析・対応

- (1) いじめの認知件数が、小学校で411件、中学校で43件となり、特に小学校では昨年度より認知件数が増加している。この理由として、近年、被害者の立場に立った認知をするよう、研修会等で呼びかけを強化したこと、平成30年3月に配布した「中野区いじめ対応ガイドライン」の活用等により、「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義の正しい理解が各小・中学校に定着したことなどが考えられる。一方で、SNSを通じたトラブル等、学校が認知できないいじめが潜んでいる可能性を踏まえ、組織的に対応する必要がある。

- (2) いじめの態様の多くは悪口であった。定期的なアンケートや家庭との連携を通して、継続的・組織的にいじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組む必要がある。
- (3) 小学校では36件、中学校では5件がいじめの継続案件である。教職員が同じアンテナの高さで「いじめは許さない。」学級経営や生活指導などを行うとともに、道徳教育等を通して学校全体で思いやりの心情を育てていく。

## 6 今後の主な取組

- (1) いじめ防止研修会を12月に実施し、参加した教員が還元研修を校内で行うことにより、いじめに対する教職員の対応力を高めるとともに、保護者等にも公開し、各小・中学校での取組の理解を深め、保護者のいじめ問題に対する意識を高める。
- (2) 人権教育推進委員会において、「自他の生命を大切にすることを育む指導」や「自己肯定感を育む指導」について授業モデルを作成・配布し、子どもたちの人権感覚を育む。
- (3) 小・中連携教育において、互いに認め合う態度を育む取組や子ども同士が話し合う中で、合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。
- (4) 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」の定着を図るとともに、家庭と連携し「家庭ルール」づくりを推進することで、児童・生徒自らがルールの必要性と正しい使い方を理解し、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれない力を育成する。
- (5) 定期的にアンケート調査を実施し、その結果をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた校内委員会で情報共有し、組織的に検討した上で対応する。
- (6) 平成29年6月に配布したリーフレット「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために～自己肯定感や自己有用感を育むために学校ができること～」を活用し、児童・生徒が安心して学校生活を過ごせる環境づくりを推進する。
- (7) 平成30年3月に配布したリーフレット「中野区いじめ対応ガイドライン」を活用し、いじめに対する組織的な対応について教職員の理解を図り、教員一人ひとりの対応力を高める。
- (8) 「教育相談の充実に向けた学校対応指針」を配布し、各校の教育相談体制の充実やスクールカウンセラー等の活用を図る。
- (9) 教職員が同じアンテナの高さで指導できるよう、いじめ対策に係る事例集（平成30年9月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）を活用し、指導内容を視覚化して共有する。また、少しでも気になる様子を感じられる児童・生徒について、管理職をはじめ教職員間で情報を共有するとともに、家庭を訪問するなど保護者等と連携して、当該児童・生徒の状況を確認する。その上で、児童・生徒のプライバシーに十分配慮し、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していく。
- (10) 「学校の子どもたちが身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすること」「身近にいる大人や子どもがこれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした「SOSの出し方に関する教育」を確実に実施する。都教育委員会が作成したDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用又は参考とした授業については、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上、指導計画に位置付け実施する。